

### 埼玉県報

第 2 5 4 6 号 平成25年11月22日 金 曜 日

#### 目 次

#### 規則

○ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(建築安全課)

#### 告示

- 統合サーバ用帳票プリンタ機器の賃貸借に関する落札者等の公示(情報システム課)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告(東部地域振興センター)
- 埼玉県川口地方庁舎ほか23施設で使用する電気に関する落札者等の公示(管財課)
- 男女共同参画推進センター情報システム開発業務委託に関する落札者等の公示(男女共同参画 推進センター)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定(水環境課)
- 大規模小売店舗の新設に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の廃止に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 江袋溜井土地改良区の役員就退任届(大里農林振興センター)
- 雨水流出抑制施設の告示(河川砂防課)
- 所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 所沢都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 入間都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 朝霞都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 志木都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 和光都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- <u>毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画</u>課)
- 毛呂山・越生都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 戸田都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 上尾都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 北本都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)

- 北本都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 行田都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 越谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 羽生都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 羽生都市計画道路の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 熊谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 深谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 本庄都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 小川都市計画区域区分の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧(都市計画課)
- 富士見都市計画事業駒林土地区画整理事業の事業計画の変更(第5回)(市街地整備課)
- 大宮駅東口街頭防犯カメラシステムの賃貸借に関する落札者等の公示(会計課)
- 県道鴻巣川島線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道鴻巣川島線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 県道鎌塚鴻巣線の区域の変更(北本県土整備事務所)
- 県道鎌塚鴻巣線の供用の開始(北本県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告(川越建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告(越谷建築安全センター)
- 一般競争入札による県有財産の売却に関する告示(経営管理課)

#### 正誤

○ 埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第24号中訂正(熊谷建築安全センター)

### 規則

建 築物 の 耐震 改修の促進に関する法 律施行細則をここ に公布する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十四号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(建築物の耐震改修の計画の認定の申請書の添付書類)

第一条 ۲ 律(平成七年法律第百二十三号。次条第二項及び第三項並びに第三条において 申請に係る建築物の耐震改修の計画について建築物の耐震改修の促進に関する法 る判定を行うことができる機関として知事が認めるものをいう。 る書類は、 いう。 を証する書類とする。 以下「 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年建設省令第二十 )第十七条第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているこ 第三者判定機関 省令」という。 (耐震診断の結果及び建築物の耐震改修の計画に )第二十八条第二項 の規定により知事が 以下同じ。 規則で定 法

建築物の地震に対する安全性に 係る認定の申請書の 添付書類

第五項、 が申請に係る建築物について建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第七 築士法 (昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士をいう。 後も耐震 省令第三十三条第一項の規定により知事が規則で定める書類は、 関係規定に適合していることを証する書類とする。 第七条の二第五項又は第十八条第十六項 の規定による検査済証 建築士(建 の交付 **ത** 

- 判定機関が 土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書類とする。 省令第三十三条第二項第一号の規定により知事が規則で定める書類は、 !申請に係る建築物の耐震診断の結果について法第二十二条第二項 第三者 の 国
- 証する書類とする。 七条第五 五条第一項各号のいずれかに掲げる者が申請に係る建築物について建築基準法 の後も法第二十二条第二項 省令第三十三条第二項第二号の規定により知事が規則で定める書類は、 第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の の国土交通大臣が定める基準に適合し ていることを 省令第

区分所有建築物 の 耐震 改修 の 必 要性に係る認定 の 申 請 書 の 添 付 書 類

三者判定機関 省令第三十七 が 申請に係る区分所 条第一 項第三号の規定により知事が 有建築物につ ١J て法第二十五条第二項 規則 で定める書類 の 3国土交

通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類とする。

(要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の結果の報告書の添付書類)

第四条 省令附則第三条において準用する省令第五条第四項の規定により知事が規 る書類とする。 則で定める書類は、第三者判定機関が報告に係る建築物の耐震診断の結果を証す

附 則

この規則は、平成二十五年十一月二十五日から施行する。

埼玉県告示第千五百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 統合サーバ用帳票プリンタ機器の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県企画財政部情報システム課システム指導・集中化担当 埼玉県さいたま 市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成25年10月3日
- 4 落札者の氏名及び住所 日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目15番12号
- 5 落札金額 97,114,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年8月23日

# 埼玉県告示第千五百八十八号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理 におい した日から二月間、 ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事。 上田 清、司

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人径

三 代表者の氏名

三浦 邦之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市登戸町十一番三十六号

五 定款に記載された目的

提供し、 を形成していくことをもって、 高齢者、 この法人は、 地域コミュニティづくりと広がりを持ちつつ、 障害者の自立支援、 助け合い の精神に基づい 及び子育て支援等を目指し創造的な福祉サービスを 社会全体の利益に寄与する事を目的とする。 たふれあい社会づくりをスロー 生きがいのある地域社会 ガンに、

埼玉県告示第千五百八十九号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 特定 同

ww.saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 当該申請に係る定款、役員名簿、 設立趣旨書並びに設立当初 申請書を受理した日から二月間、 におい ション (http://w て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十五年十一月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人星の金貨

三 代表者の氏名

加瀬修

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市松原四丁目一番十八号

五 定款に記載された目的

この法 人は、 心身障害者に対する支援に係る福祉事業及び国際友好協力を行 ĺ١

社会に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百九十号

条第二項の規定により公告する。 非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出され 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 たので、 特定 同

並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステー 民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センター び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、 なお、 saitamaken-npo.net/) ) により縦覧に供する。 当該申請に係る定款、 役員名簿、 設立趣旨書並 申請書を受理 びに設立当初 にお した日から二月間、 ション (http://w ١١ て備え置く方法 の事業年度及 県

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

申請のあった年月日

平成二十五年十一月十五日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人春日部マーケティング協会

三 代表者の氏名

篠崎 誠

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市八丁目五百十二番地.

五 定款に記載された目的

活動、 及 鼡 域社会環境の保全・創造を推進し、 この法人は、 子育て支援システムの構築、 地域コミュニティ活動、 実施活動を行う事を目的とする 春日部市の優れた特産品及び文化の広報活動を通して地域の経済 地域の伝統文化の活性化に寄与するとともに、 地域で行う子育てしやすい街づくりに関する普 地域文化の振興、 世代間交流や雇用機会の

埼玉県告示第千五百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 埼玉県川口地方庁舎ほか23施設で使用する電気 予定使用電力量6,259,669キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1 号
- 3 落札者を決定した日 平成25年11月6日
- 4 落札者の氏名及び住所 出光グリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額 137,410,133円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日平成25年9月27日

埼玉県告示第千五百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量男女共同参画推進センター情報システム開発業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県男女共同参画推進センター管理担当 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地2
- 3 落札者を決定した日平成25年9月27日
- 4 落札者の氏名及び住所 富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
- 5 落札金額 34,639,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年8月16日

# 埼玉県告示第千五百九十三号

り指定する。 をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」 定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定によ という。 )を次のとお b,

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

形質変更時要届出区域

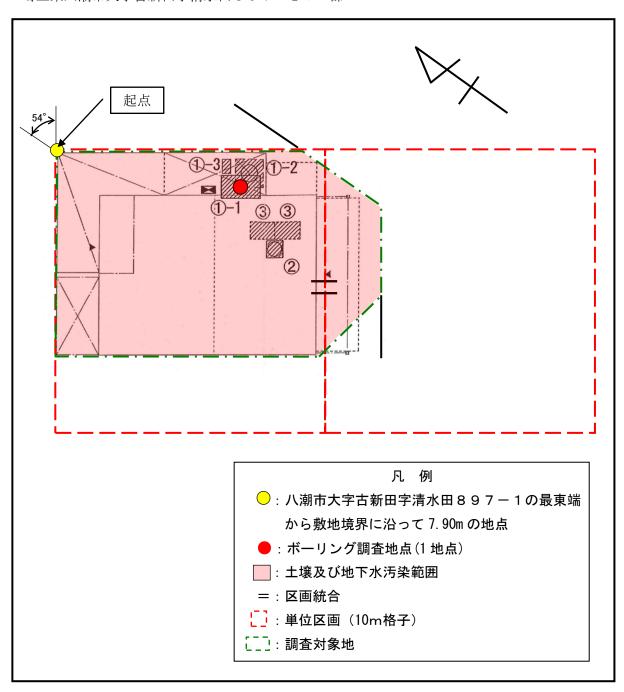
別図のとおり(埼玉県八潮市大字古新田字清 水田八百九十七番一の 部)

土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項

の基準に適合していない特定有害物質の種類

シスーー・ニージクロロエチレン

埼玉県八潮市大字古新田字清水田897-1の一部



土壌汚染範囲図(S=1:150)

埼玉県告示第千五百九十四号

り縦覧に供する。 出 の概要等について、 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による届 同条第三項の規定により公告し、 及び当該届出等を次のとお

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ベルク坂戸八幡店

埼玉県坂戸市八幡二丁目八百三番一外

大規模小売店舗の 設置者及び当該大規模小売店舗 に お ١١ て小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ ては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年七月九日

二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百一平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一四四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六六平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

 $\wedge$ 

大規模小売店舗に

お

١J

て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十五年十一月八日

二 縦覧期間

平成二十五年十一月二十二日から平成二十六年三月二十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月二十二日から平成二十六年三月二十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県告示第千五百九十五号

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第五項の規定による届

出があったので、同条第六項の規定により公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

大規模小売店舗の名称及び所在地

志木ファイブ

埼玉県志木市本町五 二千百十九 八外

大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者

の氏名

野村不動産株式会社 代表取締役 中井加明三

東京都新宿区西新宿一丁目二十六番二号

Ξ 大規模小売店舗の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定め

る基準面積以下となった日

平成二十五年七月三十一日

埼玉県告示第千五百九十六号

出 公告し、 の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定による届 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

セキ薬品久喜本町店 (野村ビル)

埼玉県久喜市本町五丁目二番二十八号

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗に お しし て小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)午前十時から午後九時四十五分

(変更後)午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前九時三十分から午後十時

(変更後)午前八時三十分から午後十一時十五分

### 八 変更年月日

平成二十五年十二月一日

### 二 届出年月日

平成二十五年十一月十二日

# 平成二十五年十一月二十二日から平成二十六年三月二十四日まで

縦覧期間

Ξ

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課縦覧場所

埼玉県利根地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の 規定により、 当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につい て意見を有する者は、

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十五年十一月二十二日から平成二十六年三月二十四日まで

### 口 意見書提出先

# 埼玉県告示第千五百九十七号

١J 江袋溜井土地改良区から当該役員に就任した者及び退任した者の氏名及び住所につ て、次のとおり届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 就任

職名 氏 住 所

理事 埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二

同 同 田 堅 久 夫 造 同 同 上江袋五百二十三番地 上根四百八十二番地

Ш 新 同 同

井 勝 同 同 同 石原二丁目一番地十五 上須戸八百五十七番地

小 恒 雄 同 同 田島二百四十八番地

小野澤 初 男 同 同 同 同 上江袋七百三十七番地 上根四百八十九番地

同 同 西城六百六十一番地三

同

松

本

同

監事

髙

同

森

田

博

同

同

同

### 退任

職名 氏 名 住 所

理事 埼玉県熊谷市西野三百五十四番地二

堅 造 同 同 上根四百八十二番地

春 田 敏 同 同 田島二百二十三番地二

田 久 洋 夫 同 同 同 同 上江袋五百二十三番地

西城八百七十番地

勝 同 同 上須戸八百五十七番地

勝 同 同 上江袋二百九番地

同 同 上根四百八十九番地

監

同

同

新

大

同

Ш

同

茂

木

兵

同

同

宗 司 同 同 西城五百十番地

埼玉県告示第千五百九十八号

認めたので、告示する。 十八年埼玉県条例第二十号) 第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると 次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一許可番号

第二〇一二 二一 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字南永井字北一本木八百三十一 他四十一筆

三 雨水流出抑制施設の容量

谷量 千八百五十五立方メートル

浸透効果量 〇・一〇二一立方メートル毎秒

埼玉県告示第千五百九十九号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

所沢都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県川越県土整備事務所、 所沢市街づくり

計画部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

所沢都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県川越県土整備事務所、 所沢市街づくり

計画部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百一号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

入間都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県飯能県土整備事務所、 入間市都市建設

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

入間都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県飯能県土整備事務所、 入間市都市建設

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

朝霞都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 朝霞市都市建設

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百四号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 朝霞市都市建設

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

志木都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 志木市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百六号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

志木都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 志木市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百七号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

新座都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 新座市都市整備

部まちづくり計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百八号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和光都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 和光市建設部都

市整備課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

和光都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県朝霞県土整備事務所、 和光市建設部都

市整備課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

狭山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県川越県土整備事務所、 狭山市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十一号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

富士見都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

富士見都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

くり推進部まちづくり推進課、 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、 ふじみ野市都市政策部都市計画課、 富士見市まちづ 三芳町都市

計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十二号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

毛呂山・越生都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

土整備事務所、 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、 毛呂山町まちづくり整備課、 越生町まちづくり整備課、 埼玉県東松山県 鳩山町

四 縦覧期間

まちづくり推進課

埼玉県告示第千六百十三号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

土整備事務所、 埼玉県都市整備部都市計画課、 毛呂山町まちづくり整備課、 埼玉県飯能県土整備事務所、 越生町まちづくり整備課、 埼玉県東松山県 鳩山町

まちづくり推進課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十四号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

東松山都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

東松山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

整備部まちづくり住宅課、 埼玉県都市整備部都市計画課、 嵐山町まちづくり整備課、 埼玉県東松山県土整備事務所、 滑川町建設課、 東松山市都市 吉見町ま

ち整備課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十五号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

戸田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県さいたま県土整備事務所、 戸田市都市

整備部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

戸田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県さいたま県土整備事務所、 戸田市都市

整備部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

さいたま都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

さいたま都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県さいたま県土整備事務所、 さいたま市

都市局都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十八号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

上尾都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、 上尾市都市整備

部まちづくり計画課、伊奈町都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百十九号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

上尾都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、 上尾市都市整備

部まちづくり計画課、伊奈町都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

北本都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県北本県土整備事務所、 北本市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十一号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

北本都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県北本県土整備事務所、 北本市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

都市計画の種類及び名称

北本都市計画道路三・三・二中央通線

都市計画を変更する土地の区域

1 追加する土地の区域

削除する土地の区域

なし

Ξ 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県北本県土整備事務所、 北本市都市整備部

都市計画課

兀

埼玉県告示第千六百二十三号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

行田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県行田県土整備事務所、 行田市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

行田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県行田県土整備事務所、 行田市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十五号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

越谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、 越谷市都市整備

部都市計画課、 吉川市都市建設部都市計画課、 松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十六号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

越谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、 越谷市都市整備

部都市計画課、 吉川市都市建設部都市計画課、 松伏町まちづくり整備課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十七号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

草加都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

草加都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

部住宅・都市計画課、 埼玉県都市整備部都市計画課、 八潮市都市デザイン部都市デザイン課、 埼玉県越谷県土整備事務所、 三郷市まちづく 草加市都市整備

り推進部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十八号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

稲田二丁目、早稲田四丁目、 三郷市大広戸字目子沼通、 早稲田五丁目、 仁蔵字大場川添、 早稲田六丁目、 茂田井字仲通、 三郷一丁目、 彦成五丁目、 早

三都市計画の変更の案の縦覧場所

二丁目、三郷三丁目の各一部

り推進部都市計画課 部住宅・都市計画課、 埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、 八潮市都市デザイン部都市デザイン課、 三郷市まちづく 草加市都市整備

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百二十九号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

羽生都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、 羽生市まちづく

り部まちづくり政策課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

羽生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県行田県土整備事務所、 羽生市まちづく

り部まちづくり政策課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

羽生都市計画道路三・五・二十四平和通線

一 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

J

ロ 削除する土地の区域

羽生市大字桑崎字桑崎の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県行田県土整備事務所、 羽生市まちづくり

部まちづくり政策課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

熊谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県熊谷県土整備事務所、 熊谷市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県熊谷県土整備事務所、 熊谷市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十四号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

深谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県熊谷県土整備事務所、 深谷市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十五号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

深谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県熊谷県土整備事務所、 深谷市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十六号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

本庄都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県本庄県土整備事務所、 本庄市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

本庄都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県本庄県土整備事務所、 本庄市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

# 埼玉県告示第千六百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

小川都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県東松山県土整備事務所、 小川町建設課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

小川都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、 変更しない

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県東松山県土整備事務所、 小川町建設課

四 縦覧期間

### 埼玉県告示第千六百四十号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

寄居都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

寄居都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、 深谷市都市整備

部都市計画課、寄居町都市計画課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百四十一号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

秩父都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県秩父県土整備事務所、 秩父市地域整備

部都市計画課、横瀬町建設課、皆野町建設課

四 縦覧期間

# 埼玉県告示第千六百四十二号

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一都市計画の種類及び名称

児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

児玉都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、 本庄市都市整備

部都市計画課、 美里町建設環境課、 神川町建設課、 上里町まち整備環境課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百四十三号

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

ときがわ都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

ときがわ都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県東松山県土整備事務所、 ときがわ町建

設 課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法

第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一都市計画の種類及び名称

小鹿野都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

小鹿野都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、 埼玉県秩父県土整備事務所、 小鹿野町建設課

四 縦覧期間

埼玉県告示第千六百四十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により

土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

一組合の名称

ふじみ野市駒林土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十二年六月十三日から

平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県ふじみ野市駒西一丁目、駒西二丁目、駒西三丁目、新駒林二丁目の一部、

駒林元町一丁目、 駒林元町二丁目、 駒林元町三丁目の全部、 駒林元町四丁目の

部部

四 事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目一番七号

五 設立認可の年月日

平成十二年六月十三日

六 変更認可の年月日

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県告示第千六百四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決

定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県知事 上田 清司

- 1 購入等件名及び数量 大宮駅東口街頭防犯カメラシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日平成25年9月20日
- 4 落札者の氏名及び住所 三菱電機クレジット株式会社 東京都品川区大崎1丁目6番3号
- 5 落札金額 32,281,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成25年7月30日

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十号

区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十五年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 林 一 夫

一 道路の種類 県道

一 路 線 名 鴻巣川島線

三 道路の区域

		旧
新	旧	新
		別
先から同市箕田字苗木五七四番	鴻巣市箕田字苗木五六五番一地	区間
一 二 九 三 く 三 八 · 二	九	(メートル) 敷地の幅員
	五 七 九 〇	(メートル) 延
		備
		考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十一号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十五年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 林 一 夫

鴻巣川島線	路 線 名
する部分に限る。) 先まで(ただし、関係図面に表示から同市箕田字苗木五七四番一地別巣市箕田字苗木五六五番一地先	供用開始の区間
係図面に表示平成二十五年十一月二十二日五七四番一地	供用開始の期日
延長五七・九〇メートルでおる。の一部供用開始である。の一部供用開始である。	備考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十二号

区域を次のように変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十五年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 林 一 夫

一 道路の種類 県道

一路 線 名 鎌塚鴻巣線

三 道路の区域

新	IΠ	田 新別
<ul><li>一地先まで</li><li>一地先まで</li></ul>	鴻巣市箕田字苗木四一八番一地	区間
一〇·二九~一四·二三	七	(メートル) 敷地の幅員
	五 一 · ○	(メートル) 長
		備
		考

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二十三号

うに道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次のよ

路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十五年十一月二十二日から三十日間埼玉県県土整備部道

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 林 一 夫

鎌 塚 鴻 巣	路線
線	名
する部分に限る。) 先まで(ただし、関係図面に表示から同市箕田字苗木五七四番一地鴻巣市箕田字苗木四一八番一地先	供用開始の区間
係図面に表示平成二十五年十一月二十二日五七四番一地先一八番一地先	供用開始の期日
延長五一・〇〇メートルはの一部供用開始である。二十二号で告示した道路予定区け北本県土整備事務所長告示第平成二十五年十一月二十二日付平成二十五年十一月二十二日付	備考

埼玉県川越建築安全センター 所長告示第百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県川越建築安全センター 所長 福 島 克 季

一許可番号

平成二十五年十一月十九日

指令川建セ第二五〇〇二一一号

一検査済証番号

平成二十五年十一月十九日

川建セ第二五〇〇九五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字中山字西浦一二九六番四六、 一二九六番四七、 二九

六番五七、 一二九六番五八、一二九七番三、一二九六番四七先、 一二九六番五八

先

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市富士見町一五番地一

千代田ホーム株式会社 代表取締役 中川光男

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年十一月十三日

指令越建セ第二四〇〇八三二号

一検査済証番号

平成二十五年十一月十五日

越建セ第三八二―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字小 谷堀東二千八百二十七番五、 二千八百二

十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都あきる野市草花千四百八十一番地

株式会社関東サンガ 代表取締役 浅香誠一郎

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年十一月十一日

指令越建セ第二三〇〇八〇二号

一検査済証番号

平成二十五年十一月十五日

越建セ第三八三―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字志部千五百一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台東一—八—四

株式会社アサヒホーム 代表取締役 佐々木文雄

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 の開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年十一月十五日

指令越建セ第二五〇〇三九一号

一検査済証番号

平成二十五年十一月十五日

越建セ第三八四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

三の一部、三百四十二番一の一部、 埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛三百三十八番一、 五百三十二番の一部 (三十街区五、六、七、 三百三十八番二、 三百三十八番

九、十一画地)

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二番二号

株式会社 飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

# 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センタ 所 長 寺 幸

:可番号

指令越建セ第二四〇〇一八七号平成二十五年十一月十一日

検査済証番号

平成二十五年十一月十 五 日

越建セ第三八五― 一号

 $\equiv$ 開発区域に含まれ る地域の 名 称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面前七 百五 十八番十六

(第十一工区)

兀 開発許可を受けた者の 住所及 び 氏

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

株式会社太平 代表取締役 平子繁

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百二十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 次 0 開

発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一許可番号

平成二十五年十一月十一日

指令越建セ第二四〇〇八九一号

一検査済証番号

平成二十五年十一月十八日

越建セ第三八七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字西粂原字中通四百五十九番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場八百三十三番地二 ピ ア コ 日部弐番館一〇三

佐藤 正弘

埼玉県病院事業告示第百五号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十五年十一月二十二日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

一 入札内容

イ 件名

土地建物の売却

ロ物件の表示

物件番号

建物の所在	種類	延床面積(平方メートル)
二十九番一	居宅	
二十九番一   物玉県さいたま市浦和区仲町四丁目   物	置	三・一五

# 一 競争入札に参加する者に必要な資格

次に該当する者は、入札に参加できない。

1 規定に該当する者 地方自治法施行 令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 \_ 項 0

口 条の規定に該当する者 埼玉県病院事業財務規程 (平成十四年病院事業管理 規 程 第四号) 第百三十二

ハ 業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特 七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をい 暴力団員 (暴力団員に よる 不当な 行 為  $\mathcal{O}$ 防 止等 に . う。 関する法律 以 下 に認められる場合であ 同 υ° ) 平 成三年法 がその事 律

って、知事が不適格であると認める者

=力主義 破壊活 的 動 破 壊活 止法 動を行う団 昭 和二十 体 Ė 及びその 年法律第二百四 構 成員 十号) 第 四条第 \_ 項に 規定 する

ホ ける買受け 項に規定する性風俗関連特殊営業並 和二十三年法律第百二十二号) 当該 物 件の の 申 購 入目的 出 人 が風俗営業等 第二条第一項  $\mathcal{O}$ びにこれらに 規制及び に規定する 業務 関連する業務に係る 0 適 風 正 俗 化 営 に |業及 関 す び る 場合に 同 法 条第五 (昭 お

- へ ハ、二又はホに該当する者から委託を受けた者
- ト 県に提出した書類に虚偽の記載をした者
- 契約条項を示す場所、 入札参 加 要領 及 び 申 込 書  $\mathcal{O}$ 交付 場 所、 入 札 参 加 申 込み

所

並

びに

問合せ先

埼玉県病院 郵便番号三三〇-局経営管 Ö 理課総務 六三 埼 • 玉県 職員担当 さ V たま市 三砂 浦 和 区 高 砂三丁 目十三番三号

電話〇四八—八三〇—五九七〇(直通)

四 入札手続等

イ 入札参加申込み

の間を除 月十三日 こ の 入札に参加を希望する者は、 < 金) までの午前十時 に申込みをしなけ から午後四時まで ればならない 平成二十五年 <u>+</u> =  $\mathcal{O}$ 間 月十 (正午から午後 日 (水) か 一時まで ら十二

なお、郵送による申込みは受け付けない。

入札・開札の日時及び場所

口

(1) 日時

平成二十五年十二月十七日(火)午前十時三十分から

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館 二〇一会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通

二 入札保証金

本語及び日

本国通貨

札 参加者  $\mathcal{O}$ 見 積 £ る契約 金 額  $\mathcal{O}$ 百 分  $\mathcal{O}$ 五. 以 上  $\mathcal{O}$ 

ホ 入札の無効

参加 す る 資  $\mathcal{O}$ な 11 者  $\mathcal{O}$ た 入 札 及 び 般 競 争 入 札 参 加 要領 に違反

した入札は無効とする

へ 落札者の決定方法

埼玉県熊谷建築安全センター 所長告示第二十四号 ( 平成二十五年四月五日第二千

四百八十一号) 中訂正

ページ

表中

行

二から三まで

指定に係る道路の延長 (単位メートル) 前から一から九まで

十八・〇〇

百五十・〇〇

誤

∴ • •

正

百三十八・十五のうち九十・〇〇

誤

∴
O
O

正

百五十・九十九のうち六十・〇〇

誤

∴ ○ ○

正

七十八・七〇

誤

∴
○

六 ・ 〇 〇

正

百十六・〇二のうち四十・〇〇

誤

∴

正

九十三・五二

六 ・ 〇 〇

正

七十七・八八

誤

正

四十三・二

二から三まで

表中

ページ

指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

前から一から十三まで

百五十・〇〇

正

十八・00

正

∴ ○○

百五十・九十九のうち六十・〇〇

∴ ○○ 正

誤

七十八・七〇

六·00 正

誤

百九十二・十三のうち百四十・〇〇

正

∴
○
○

百十六・〇二のうち四十・〇〇

誤

六 ・ 〇 〇

誤

九十三・五二

正

六 ・ 〇 〇